

## 南空知地域公共交通計画策定支援委託業務企画提案指示書

### 1 委託事業名

南空知地域公共交通計画策定支援委託業務

### 2 業務の目的

南空知9市町（夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町及び月形町）地域の人口は、減少を続けており、高齢化も進行している。

当地域の公共交通は、路線バス（岩見沢美唄線、岩見沢長沼線、三笠線など）、JR函館本線（幌向～茶志内）、室蘭本線（岩見沢～三川）及び石勝線（川端～新夕張）があり、主に通学、通院などを中心とした生活交通として利用されているほか、都市間高速バス（高速いわみざわ号、高速みかさ号、高速ゆうばり号、高速くりやま号）といった振興局を跨ぐ広域交通が運行されているが、利用者の減少や乗務員不足などにより、地域公共交通の維持確保が難しくなっている。

さらに、令和2年からの新型コロナウイルスの影響により、交通事業者の運営が厳しい状況となっている。

こうした中、令和2年11月の地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえ、地域住民の生活を支え、持続可能な将来の交通体系を構築するため、地域のマスタープランとなる「南空知地域公共交通計画」を策定するものとする。

### 3 業務の内容及び留意すべき事項

南空知地域の公共交通の状況、住民のニーズ調査、市町や事業者へのヒアリング等を行った上で、現状や課題等を踏まえ、地域の利用者にとって利便性が高く真に必要なとされる路線を地域関係者が検討し、今後の公共交通のあり方や方針を明確にした「南空知地域公共交通計画」を策定する。

参加表明書を提出した事業者に対しては、最低限必要な調査対象路線を示した一覧を提供するので、その内容を基に提案し見積もること。

#### (1) 南空知地域公共交通計画の策定

##### ① 調査計画等準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務計画書（検討手順、実施方針、工程計画、人員配置など）を作成し、委託者と十分な打ち合わせを行うこと。

##### ② 地域概況及び関連計画の整理

地域公共交通計画を策定するための基礎資料とするため、南空知市町地域の概況、北海道や9市町の関連計画について整理する。（道及び9市町は必要に応じて資料提供を行う。）

##### (ア) 南空知9市町地域の概況

- ・地域概況整理項目例は、以下のとおり。

- 地形・地勢
- 人口（人口及び世帯分布、人口密度、高齢者・学生の人口分布（いずれも現状、将来））
- 主要施設状況（住民や来訪者の目的地となる施設の分布（行政機関、医療機関、商業施設、学校等））
- 道路交通基盤（公共交通の運行経路となる道路）

(イ) 上位・関連計画の整理

- ・北海道及び9市町の上位・関連計画（総合計画、北海道交通政策総合指針、創生総合戦略、都市計画、立地適正化計画等）について整理する。

(ウ) 計画区域及び計画期間の提案

【地域公共交通活性化法（以下「法」という）第5条第2項第2号及び第6号関係】

- ・上記(ア)及び(イ)を踏まえ、法第5条第2項第2号に規定する本計画の対象区域及び同条同項第6号に規定する適正な計画期間を整理する。

③ 地域公共交通実態調査

南空知地域の公共交通サービスについて、運行事業者へヒアリングを実施するなどして、主に幹線・広域路線の「運行実態」、「利用実態」、「運行面の課題」、「今後の動向」等を整理する。

・調査項目例は以下のとおり。

- JR：JR北海道からのデータ提供を基に、9市町エリアの室蘭本線の現状の運行状況等（便数、ダイヤ、駅間別利用者、鉄道利用者の駅へのアクセス実態）を整理。なお、函館本線及び石勝線は利用者が多いことから、JR北海道からの提供データの範囲内で、便数やダイヤ等を整理し、利用者への調査は不要。
- バス：「民間バス（路線バス、都市間バス（北海道中央バス、夕張鉄道など）」及び「町営バス（コミュニティバス）」の運行状況等（路線・便数・ダイヤ、路線別利用者数、主な利用区間、ドライバー不足や赤字路線への行政支援の状況や課題及び今後の意向等）を整理。
- タクシー：南空知9市町地域のタクシー事業者の運行状況等（車両数、運転者数、利用者数等）を整理。
- その他：バス路線が接続する鉄道駅や幹線バスへのフィーダー路線のアクセス実態を整理。

④ 住民の移動実態・ニーズ把握調査等の実施

統計資料やビックデータ、住民アンケート調査やヒアリング、乗り込み調査結果等を活用して、地域の移動実態や地域公共交通（鉄道、バス等）に関する利用者ニーズを整理する。（アンケート調査については、設問作成や集計・分析は委託業務とし、委託者は調査実施について協力する。）なお、既に市町で実施した住民アンケートや乗降調査結果の活用も検討すること（参加表明書を提出した事業者に対して、その資料を提供する）。

(ア) アンケート調査、Web モニタ調査

(圏域住民) 調査項目例は以下のとおり。

- 日常の行動特性の把握
- 公共交通利用状況
- 公共交通等に対する満足度
- 将来のバス等公共交通の利用意向 (利用条件、利用希望有無とその理由)

(バス利用者) 調査項目例は以下のとおり。

- バス利用時の特性 (乗降地点、目的、頻度、時間帯、理由等)
- バスに対する満足度 (利用時の満足度及び不満足な点など)
- 将来のバス利用意向 (バス利用の最低限の条件、利用頻度)

(イ) ヒアリング調査、乗り込み調査

(ヒアリング)

- 交通事業者、医療機関、商業施設、教育機関、観光施設、行政等に対し、運行や利用の実態、必要性、意見・要望など

(乗り込み調査)

- 乗り込み調査にて運行や利用の実態、必要性、意見・要望など。なお、函館本線及び石勝線は利用者数が多いことから乗り込み調査は求めない。

⑤ 問題点の抽出・課題整理

地域公共交通の問題点・課題の整理 (上記各種調査結果の分析) をし、課題整理に当たっては、地域全体の課題とあわせ、9市町毎の整理も行い、どこでどのような取組を実施する必要があるかを明確化する。

⑥ 基本方針の策定【法第5条第2項第1号関係】

②～⑤の整理・検討結果を踏まえて、南空知地域の公共交通における基本方針 (案) や計画の目標 (案) を検討する。

(ア) 基本方針策定のための検討

検討項目例は以下のとおり。

- 公共交通のネットワークのあり方  
(鉄道⇄バス、バス⇄バス、幹線・広域⇄フィーダーの接続性を含む)
- 公共交通の路線のあり方 (モード、経路、ダイヤ、運行本数等)
- 公共交通に関する役割分担 (住民、事業者、行政)
- 料金体系のあり方、公共交通サービス基準の設定
- 交通結節拠点や公共交通関連施設のあり方
- 圏域住民の参画、事業者の改善努力、財政支援ルールを検討
- 利便性向上や利用促進に向けた取組の検討

(イ) 公共交通基本方針の策定

上記の検討を踏まえ、南空知地域全体の公共交通の基本方針について定める。

⑦ 南空知地域公共交通計画の策定【法第5条第2項第3号、第4号、第5号関係】

(ア) 交通ネットワークの最適化

- ・ 9市町をまたがる幹線・広域交通について、岩見沢市地域公共交通計画、美唄市地域公共交通計画、月形町地域公共交通網形成計画及びとの整合を図りながら、網羅的に記載する。

(イ) 計画目標の設定及び目標を達成するための施策の方向性

- ・ 基本方針を踏まえ計画目標を定める。
- ・ 目標を達成するために必要な施策の方向性を整理する。

(ウ) 施策案、実施主体及び事業計画案の検討

- ・ 目標を達成するための施策案と実施主体を検討する。
- ・ 施策案の検討を踏まえ、エリア全体を対象とする事業計画案を検討。事業スケジュールや計画目標の達成度を評価するための指標案について、指標案の算出方法や目標値を含めて検討する。

(エ) 南空知地域公共交通計画（素案）の作成

- ・ 協議会での検討を踏まえ、地域公共交通計画（素案）を作成し、計画書本体、概要版として取りまとめる。

(2) 南空知地域公共交通活性化協議会等の運営支援

会議開催に係る事務局との協議、会議資料及び会議記録の作成など必要な支援を行う。

以下、協議会開催想定例（協議会を年5回程度、専門部会4回程度開催予定）

区分	主な協議内容（予定）
① 第1回(3月)	○協議会設立等 ※開催済のため委託範囲外
② 第2回(6月上旬頃)	○部会・協議会でアンケート等調査内容検討、スケジュール等協議
③ 第3回(11月上旬頃)	○部会（2つの部会の協議を想定）・協議会でアンケート等結果、計画の方向性等協議
④ 第4回(1月頃)	○部会・協議会で計画素案を協議
⑤ 第5回(3月頃)	○部会・協議会で計画完成 ※素案作成完了後であるため、委託範囲外

4 留意事項

本事業は国の「地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業（地域公共交通協働トライアル推進事業）」を活用することから、当該補助金交付要綱を遵守すること。その他、本事業の目的を達成する上で必要となる追加事項があれば提案を行うこと。

5 委託期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月29日（金）まで

6 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

22,077,000円

なお、受託者が上記「3 業務の内容及び留意すべき事項」の業務を全て受託することを基本とするが、予算が限られることから、上限額以下にするために、上記3の業務のうち一部を市町等が直接業務を担うことによる経費節減で対応する場合にあっては、市町等の業務の範囲を明らかにして企画提案すること。

ただし、委託者にとって有利な提案を得たいことから、市町等の業務が少ないほど高い評価とするので、企画提案にあたって留意すること。

## 7 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、協議会と受託者が協議して決定する。

## 8 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、A4判縦で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

## 9 提出期限

令和5年（2023年）5月8日（月）17:00（必着）

## 10 提出場所

北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課地域政策係  
〒068-8588 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎2階  
電話 0126-20-0030（直通）

## 11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、プレゼンを実施する場合は、別に指示する企画提案者名（A社、B社等）を名乗って行うものとする。